

平成19年度 第5回瑞穂市上下水道事業運営審議会 会議録

日 時 平成19年12月17日(月) 午後1時30分から午後4時10分
場 所 市役所巢南庁舎2F 富有の間
出席者 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義
桜木 ゆう子 安藤 由庸
小寺 徹 若園 五朗
平田 芳子 馬淵 秀雄
棚瀬 友啓 二重谷 伸行
古川 貴敏
欠席者 澤井 幸一 新田 年一 細川 大二郎
事務局 水道部長 河合 信 水道事務課長 丹羽 秀樹
水道施設課長 棚瀬 龍 水道事務課長補佐 工藤 浩昭
傍聴人 1名

審議内容

- (事務局丹羽) 時間になりましたので始めます。
今回は、事務局の答申案を示しています。それに若園委員と二重谷委員、河合副会長の意見を事前にいただいていますので、それを基にしてご審議願います。それでは、会長の進行で始めたいと思います。
- (鈴木会長) お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
前回の会議録の確認をしたいと思います。会議録を確認して違っている所があればお願いします。
.....
もしありましたら、私か事務局までお願いします。
次に、下水道使用料改定の答申案の審議に入りたいと思います。
事務局案は、累進制を取り入れることになっています。事務局から説明をお願いします。
- (事務局棚瀬) (事務局答申案の全文読み上げ。)
- (鈴木会長) 事務局案に対して事前に意見が出ていますので、資料の順番のとおり若園委員から説明をお願いします。
- (若園委員) 私の資料は、事務局案が送られてくる前に送付したものであり、私の意見は、事務局案にほとんど網羅されています。特に発言はありません。
- (鈴木会長) 若園委員の意見については、事務局案に取り入れてあるとすることで審議はしません。続きまして、二重谷委員の意見が出ていますので説明をお願いします。
- (二重谷委員) 基本的には、事務局案の構成に準じて作成してあります。結論

も全く一緒になっています。その中で瑞穂市の実態について、数字を用いて分かりやすく作成しています。

(答申案の読み上げ)

「 1 . はじめに 」の所で事務局案は下水道についてのみが汚水処理であることの印象を受けるため、「合併浄化槽」について追加しました。

(答申案読み上げ)

累進制について記載しましたが、実際は累進制にしたからといって繰入金を賄えるほどのものではないです。

(答申案読み上げ)

値下げの使用料改定が「止むを得ない」という結論は変わっていないが、その理由として経営状況からの結論ではなく、「整備済みの施設を有効利用する必要がある、水環境を改善していくための課題に対応するためである」ことにしました

(答申案読み上げ)

(鈴木会長) ありがとうございます。次に河合副会長の意見をお願いします。

(河合副会長) 基本的には、事務局の案でいいと思います。答申案の「 3 . 審議の結論 」のところに、「諮問のとおり・・・」という表現ではなく、具体的に「 1 m³ 当たり 1 5 0 円 」と金額を記載した方がいいと思います。なぜならば、諮問文の中には 1 5 0 円の記載がなく、諮問説明の中で 1 5 0 円について説明があっただけである。あと、付帯事項として、「環境問題に対し、住民の理解、協力が得られるように努力すること。」を追加してほしいと思います。

(鈴木会長) ありがとうございます。それでは、事務局案と二重谷委員の案と河合副会長の意見がありましたが、どういう形で進めていきますか。二重谷委員の案は、事務局案に対して具体的な数字を記載したものです。二重谷委員の案を中心に議論したらどうですか。

(若園委員) それでいいです。

(小寺委員) 事務局案と二重谷委員の案を比べながら議論し、その他の意見があれば、その都度、付け加えていけばいいと思います。

(平田委員) 先に、私がおかしいと思った点を言います。事務局案の付帯事項の「その他の意見についても留意すること。」の意味が分かりません。

(鈴木会長) 「その他の意見」とは、下の「 5 . その他の意見 」のことだと思います。

(事務局工藤) はい、そうです。

(平田委員) そういう意味であれば、この項目は不要だと思います。それよ

り、「市民の意見をもっと聞くこと。」とかを入れた方がいいと思います。あと、付帯事項の「平成23年度以降の早い時期に審議すること。」の23年の根拠が分からない。

(小寺委員) 付帯事項の中の水洗化率向上のところに「目標を定めて」を加えた方がいいと思います。

(鈴木会長) その他はいいですか。もし、気が付かれたことがあれば、後でもいいので発言してください。それでは、答申案のはじめから比較していきたいと思います。

私の意見ですが、「3. 答申の結論」を最初に書いて内容を後から書いた方がいいと思います。

(若園委員) その方が、いいと思います。

事務局案と二重谷委員を比べ、違う箇所についてそれぞれ意見を言ってもらえればいいと思います。

(鈴木会長) 審議の中で、事務局の人が意見を言うことにはなりますが、それはいいのですか。

いいと思います。

(鈴木会長) それでは、事務局の方も適宜意見を言ってください。二重谷委員の案の赤線のところが事務局案と違うところですか。

(二重谷委員) そうだと思います。

(事務局工藤) 大きく違う箇所に赤線を引きました。

(鈴木会長) 分かりました。「1. はじめに」のところで二重谷委員の案に対して事務局の方、何か意見がありますか。

(事務局河合) 水環境の概念からすれば、二重谷委員の案でいいと思います。汚水処理は下水道だけではないからです。

(平田委員) 二重谷委員の案の方が市民に分かりやすいと思います。

(鈴木会長) 他はよろしいですか。

(小寺委員) 「重要な施設」となっていますが、「重要な事業」の方がいいと思います。

(二重谷委員) そこを「事業」にしたら、全体的な文脈を変える必要があると思います。

(鈴木会長) 他にはいいですか。

(安藤委員) ここに、合併浄化槽についてまで記載していいのかどうか疑問

に思います。下水道使用料の諮問に対して浄化槽のことは、ずれていると思います。

(若園委員) 下水道特別会計に一般会計の繰入金があり、浄化槽の補助金の話もあり、浄化槽のことは全体に関係してくることなので、浄化槽のことも記載しておくべきであると思います。下水道計画区域に合併浄化槽の選択もあると思います。

(小寺委員) これから下水道を整備していったら、合併浄化槽の人にも下水道に繋ぐように説明していかなければいけないが、その点はどうなるのですか。

(二重谷委員) まだ、瑞穂市は汚水処理整備計画を示していないし議論もしていない。実際には、25%程度の人が補助制度によって浄化槽を設置、使用し水質保全効果を発揮している。瑞穂市の現状を説明するためには、浄化槽の言葉を抜くことは、おかしいと思います。安藤委員の言われていることについて、ここは、全くの前触れであり、基本的には事務局案とほぼ一緒のことだと思います。

(小寺委員) 今後、下水道法の改正があり、合併浄化槽は下水道に接続しなくていいようになるのですか。

(事務局河合) 今のところ、下水道法が改正になるという話は聞いていません。適切な維持管理をしている合併浄化槽は、下水道と同程度の水処理機能があると思います。広い意味では、合併浄化槽も下水道であると言えます。これからの計画は集合処理に限らず、個別処理も視野に入れながら、市民の意見を聞いて計画を決定していく必要があると思います。

(安藤委員) 個別処理の話をごへ広い意味で下水道であると言うことで持ってくるのは、少し乱暴であると思います。ここは、諮問された3処理区のことだけを盛り込んでおくべきであると思います。浄化槽のことは記載すべきではないと考えます。

(若園委員) 瑞穂市には、公共、農集、コンプラの事業があり一般会計の繰入金が3億3,000万円ほどある。そして、浄化槽の補助金が1億2,000万円ほどあり、全体を知ってもらう意味では、ここに浄化槽のことを記載すべきであると思います。

(鈴木会長) 二つの意見がありますが、審議の中で浄化槽も含めて議論したという意味で浄化槽のことも書いてもいいのではないですか。浄化槽のことを書くと、何か問題がありますか。

(安藤委員) 私の感覚では、諮問の範囲を超えていると言うことです。

(鈴木会長) ここは、「1.はじめに」と言うことなので、大きな意味でいいのではないかと思います。

- (平田委員) 安藤委員の言われていることも分かりますが、瑞穂市、特に穂積町は、下水道整備が遅れているために、岐阜地域でもこれだけの浄化槽補助金を出している自治体はなく、浄化槽のことがなくなってしまうと、瑞穂市は全く汚水処理をこななかったことになってしまう。浄化槽の表現を抜いてしまうと、この地域の背景が見えなくなってしまうと思います。
- (古川委員) 浄化槽のことを記載するなら、最初の下水道には「公共」を付けるべきだと思います。
事務局に質問ですが、特環の地域について、法的に合併浄化槽であっても下水道に接続しなければいけないのですか。3年以内に接続とか、罰則規定とかはどうなっていますか。
- (事務局工藤) 西処理区は下水道法の認可を受けた地区であって、合併浄化槽であっても下水道に「遅滞なく」接続をしなければならないことになっています。3年というのは、汲み取り便所の場合です。汲み取り便所で接続しない場合は、罰則規定を設けることもできます。
- (古川委員) 浄化槽のことを書いてもいいと思いますが、西地区では合併浄化槽の人は下水道に接続しなくていいわけではないということをお分かってもらわないといけません。
- (二重谷委員) 下水道区域内の合併浄化槽の接続については、平成3年に建設省と厚生省から通知があり、下水道整備区域内では合併浄化槽であっても下水道に接続しなさいということである。建築基準法では、公共下水道区域では、下水道に接続する以外の選択肢はありません。現行法制度では、浄化槽は下水道と同程度の機能がありながら下水道に接続しなければいけないことになっています。ただし、下水道管理者が認めた場合は除外するといった規定もあります。
- (鈴木会長) 「公共」とはどこに入れるのですか。
- (平田委員) 1行目の下水道の前です。
- (古川委員) 広い意味の下水道ということでは、浄化槽が入っていても問題ないと思います。
- (若園委員) 法的に3年以内となっているが、合併浄化槽を設置している人が接続するのは、設置者の自由であり、現実とはかけ離れていると思います。
- (鈴木会長) だいぶまとまってきました、浄化槽のことも記載しておくということよろしいですか。

はい。

(鈴木会長) 「2. 審議内容」に入ります。2つの案を比較してどうですか。

(小寺委員) 二重谷委員の案の方がすっきりして分かりやすいです。

(鈴木会長) その他、どうですか。

(若園委員) 二重谷委員の案の方が数字の記載があり分かりやすいです。

(鈴木会長) 今回のP8の表1下の3行目からの「現行水準を超える水準に回復する。」はどこからわかるのですか。

(二重谷委員) 第1回の使用料に関する資料のシュミレーションの中に書いてありました。

(鈴木会長) この文章の中に根拠がない訳ですから、最後は「示された。」という表現にした方がいいと思います。

(平田委員) 細かいことですか、P8の1行目の796円と表1の中の797はどちらが正しいですか。

(若園委員) 表1の797円が正しいです。

(平田委員) 4行目の610円も表1の611円が正しいと言うことですね。

(鈴木会長) 「(1) 下水道使用料の・・・」のところは、これでいいですか。

はい。

(鈴木会長) 次の「(2) 下水道等利用者と・・・」に入りますがこれでいいですか。

(二重谷委員) ここは、審議の中にないことで、私が作文した項目が多いのです。累進制の導入について、公正性の観点から必要であるということにした方がいいと思いました。

(若園委員) 第1次総合計画のアンケートの中で市民の79%が公平性の観点を求めている。

(平田委員) 私は、合併浄化槽について「1. はじめに」のところに入れるのは賛成ですが、「(2) 下水道等利用者とそれ以外の市民との公平性の確保」の中に合併浄化槽のことを書くことは反対です。合併浄化槽の比較表を記載することまではいいと思いますが、それに対するコメントは必要ないと思います。審議会の中で合併浄化槽との比較について議論があったわけではなく、このコメントは二重谷委員の個人的意見が強くなっていると思います。

- (若園委員) もう少し、分かりやすく言ってください。
- (平田委員) 資料P9の表2の下1行目から3行目のことで、浄化槽との比較は1人、2人の委員の主観だと思います。
- (小寺委員) コミニティ・プラント事業開始の説明会時に前市長は、コミプラ使用料は浄化槽並の使用料になると説明していたと聞いている。
- (二重谷委員) 審議会の中で、全然浄化槽の議論がなかったわけではなく、平田委員が欠席している時に、浄化槽の議論があったのです。
- (平田委員) 分かりました。
- (二重谷委員) 浄化槽のことは、使用料改定の参考になると思い記載しています。次に、累進制の採用は公平性についてからという記載の議論はあまりなかったのですが、公正性についてからの方が一般市民には理解しやすいと思います。
- (若園委員) 瑞穂市は、合併浄化槽の設置に対して全人口の1/5に補助しています。だから、浄化槽の比較があった方が市民の方に分かりやすいと思います。下水道地域にも合併浄化槽の補助金をたくさん出していると言う意味で浄化槽の記載があった方が、市民の理解を得られやすいと思います。
- (安藤委員) 今回は、使用料改定の話なので、浄化槽の補助金は設置費用のことで、使用料の話とは別の問題であると思います。気持ちは分からないことはないのですが。
- (若園委員) この項目のタイトルである「(2)下水道等利用者とそれ以外の市民との公平性の確保」ということからすると、入れた方がいいと思います。
- (古川委員) 浄化槽の比較表を入れてもいいと思いますが、浄化槽の管理費は固定額であり、下水道使用料は平均使用水量の場合だと思います。下水道の場合、平均よりたくさん使う人は、合併浄化槽よりあきらかに高くなるわけです。だから誤解を受けやすいので、平均であるということがわかるようにした方がいいと思います。
- (小寺委員) 平均は27m³/月です。
- (事務局丹羽) 表1の下の1行目に11%の値下げと書いてありますが、これは、平均使用水量の年間の使用料の場合であり、この文書の流れからは180円と150円の比較では、16%の値下げの感じを受けるため、もう少し説明を追加した方がいいと思います。
- (鈴木会長) 「(1)」の内容で「(2)」の表の数値を持ってきているのですね。

- (二重谷委員) 浄化槽の管理費は10年くらい変わっていなくて企業努力で値上げせずに努力しているのは、すごいと思います。ガソリンも値上げしているのに浄化槽の管理費は値上げされていない訳です。
- (安藤委員) 表2の下の3行は削除してもらいたいです。
- (鈴木会長) 二重谷委員、どうですか。
- (二重谷委員) 問題ないです。
- (鈴木会長) それでは、削除します。
- (若園委員) 表2に浄化槽補助金のことを追加してほしいと思います。
- (平田委員) それは、ちょっと違うと思います。
- (小寺委員) 先程、安藤委員の言われたことをまだ、理解されていないようです。
- (若園委員) 合併浄化槽について、多額の補助金を出していることをもっと公開するべきです。
- (平田委員) 今回の答申では、必要ないと思います。
- (鈴木会長) 浄化槽の補助金に関する記載はなしにします。
次に「(3)水洗化率の向上」に移ります。
- (小寺委員) 表3の中に水洗化率の年間の目標の数値を記載した方がいいと思います。
- (事務局河合) 表が見つらくなると思います。
- (鈴木会長) 資料P9の下から3行目の「水洗化の取組が遅れていると指摘せざるを得ない。」のところは必要ですか。
- (二重谷委員) 私は必要であると思いました。西処理区は供用開始から3年で58%、別府処理区は4年で29%であり、取組が遅れていると思います。
- (平田委員) 西処理区は旧巢南町、別府処理区は旧穂積町でありそれぞれ旧の自治体で取組に差異があった背景があり、批判するようなことになるので、この表現はちょっと止めた方がいいと思います。
- (若園委員) みんなの税金であり、良くて悪くても知ってもらう意味ですべて公表する方がいいと思います。資料P6の私の作成した資料を見てください。施設の能力に対しての稼働率が記載してあります。別府処理区の稼働率は16%で西処理区は22%です。今の状況はこれであり、水洗化率だけでなくこういう数字も公表した

方がいいと思います。

- (事務局河合) 答申の表現は、現状についてのみを記載して、個別の案件を中傷するような内容は避けた方がいいと思います。
- (若園委員) 今現在、使用料は岐阜県下で一番高いわけですが、経営状況をみれば納得できる数字であるということを公表して理解を求めるべきである。悪いことを隠すのはよくないと思います。
- (二重谷委員) 悪いことを隠すわけではないですが、ここの部分は過剰な表現であると思いますので、削除した方がいいと思います。
- (安藤委員) この答申案には、二重谷委員の大変厳しい意見が随所にあります。資料P9の最後の行の「水洗化率が向上するとは必ずしも思われぬ。」という表現があり、この表現より資料P5の事務局案の「水洗化率向上のきっかけになることを期待する。」の方がいいと思います。
- (平田委員) 私もその方がいいと思います。
- (鈴木会長) それでは、ここは、事務局案を採用したいと思います。次に「3.審議結果」に移ります。
- (平田委員) ちょっと戻りますが、資料P10の最初の3行まで削ってしまっただけではいけないと思いますので、「今後の水洗化率の向上のために」の表現は残した方がいいと思います。
- (古川委員) 「使用料を改定すれば、水洗化率向上の一因とはなるが、さらに水洗率を向上されるためには・・・」と記載したらどうですか。
- (平田委員) いいと思います。あと、融資という表現はどうかと思います。
- (小寺委員) 支援策にしたらいいいと思います。
- (鈴木会長) 水洗化率の向上については、このあたりにしたいと思います。「3.審議結果」に移ります。
- (古川委員) 前回欠席したので確認しますが、審議の結論は150円に改定することに決定したのですか。その理由は見つかったのですか。
- (平田委員) はい、そうです。理由については、これを機にして水洗化と下水道整備の促進をしなければいけないということです。
- (古川委員) 私は150円に賛成の立場です。下水道経営ハンドブックを読みましたところ、供用開始して間もない自治体は汚水処理原価が高くなるのは仕方がないことで、どこの自治体も使用料で経費が賄えておらず、一般会計の繰入金があり、使用料の根拠は、どの程度が適正なのかということになってくると思います。何を持っ

て適正なのかということです。180円が適正か150円が適正かということになってきます。先日、総務省のホームページを見ましたら、「平成18年3月に今後の下水道財政に関する報告書」というのがあり、その中に、使用料については20m³で3,000円を目安に設定するようになっているということになっていました。これは1m³当たり150円ということになります。今回、合併協議時の財政計画を見直したら平成27年に150円とした場合でも維持管理費の経費回収率が100%以上になるわけですから、総務省がいつている150円ともたまたま一致し、現段階では、この150円が妥当であるということだと思います。

(鈴木会長) この議論は十分に前回しました。しかし、一般会計繰入金が増えるのは事実であるので値下げの理由はなかなか難しいのです。

(古川委員) それは、瑞穂市だけの問題ではなく、他の自治体も同様だと思います。

(安藤委員) 結果のところ「明確な理由を見つけ出すことができなかった。」となっていますが、確かにそうかもしれないですが、これでは結果に結び付かないです。

(平田委員) 「今料金を・・・できなかった。」までを削った方がいいと思います。その後の「必要との説明に期待し」というところも削除した方がいいと思います。

(鈴木会長) では、削除します。

(事務局丹羽) 結論は150円にするということですが、累進制についてはどうしますか。

(平田委員) 累進制については導入した方がいいと思います。

(二重谷委員) 審議会で累進制についてくわしく議論していないので、累進制については事務局で考えてもらえばいいので、結論の中には入れなくていいと思います。

(平田委員) 審議内容の中に累進制については提言してあるので、結論の中には入れなくていいということですか。

(二重谷委員) そこまでは、深く考えていなかったです。

(平田委員) 結論の中に累進制を入れた方がいいと思います。

(二重谷委員) 累進制については、付帯事項の中に入れた方がいいと思います。

(河合副会長) そもそも150円はどこから出たかということ、諮問文の中には書いてないので、審議の過程で出てきたことではないですか。

- (二重谷委員) 諮問要旨の中に150円と書いてあります。
- (河合副会長) 公印が押してある文書が諮問文であり、その中には150円と書いてないので、結論には具体的に「1m³当たり150円に改定する」と書くべきである。
- (二重谷委員) そのとおり、150円の金額は記載した方がいいと思います。
- (平田委員) でも、超過使用量分すべて150円でいい訳ではないと感じます。
- (若園委員) そう思います。
- (平田委員) では、付帯事項の中に「累進制を検討することを条件として・・・」とかを追加したらいいと思います。
- (二重谷委員) 累進制は前回、突然出てきた話で、まだそんなに議論していない。
- (若園委員) 累進制は事務局が提案してきたことであり、審議会の中から出てきた意見ではないので、このようなやり方は、審議会として非常に問題があると思います。
- (鈴木会長) 超過水量分すべて150円にしたのでは、一般会計の負担が増えてしまうから、事務局から提案があったのだと思います。
- (若園委員) 結論には150円と書いて、付帯事項の中に累進制について記載して、最終的に市長に判断してもらえればいいと思います。
- (平田委員) 若園委員は150円に反対じゃなかったのですか。
- (鈴木会長) 時間もありませんのでまとめます。結果は「諮問のとおり改定することも止むを得ない。」で付帯事項の中に「累進制についても・・・」ということを入れることでどうですか。それが累進制については、本文の中に入れますか。
- (二重谷委員) 付帯事項に入れた方がいいです。
- (鈴木会長) 付帯事項の1番最初でいいですか。
- (平田委員) 1番は計画の策定にしたいので、(6)くらいがいいと思います。
- (鈴木会長) 付帯事項の(6)に「累進制について・・・」を追加します。
- (事務局工藤) 結果の本文の中に150円は入れるのですか。
- (多数委員) 入れた方がいいと思います。

- (平田委員) 河合副会長の意見を採用したらどうですか。
- (河合副会長) 150円と書かないと、何のことが分からないです。
- (鈴木会長) そういうことで「超過使用料は150円に改定することも止むを得ない。」ということにします。
- (安藤委員) 二重谷委員の案と事務局案について比較していますが、事務局案の付帯事項には、「平成23年度以降の早い時期に審議すること。」が入っていますが、これはどうですか。
- (平田委員) 平成23年度の根拠はなんですか。
- (事務局工藤) 日本下水道協会から出ています、下水道使用料算定の基本的考え方の中に「一般的には2年ないし4年程度が適当である。」となっているため、2年と4年の平均である3年から、答申のとおり改定した場合、新使用料は平成20年度からになるので3年を経過した年が平成23年度になります。
- (安藤委員) いずれにしても、暫定的な訳ですから、適切な時期に見直すべきであると思います。
- (二重谷委員) 既に下水道の基本構想ができてきているみたいなので、全体計画策定の時に見直せばいいと思い、平成23年度以降という表現は削除しました。
- (若園委員) あえて年度を記載する必要はないと思います。必要があれば、また審議会に諮ってくると思います。
- (鈴木会長) 平成23年度以降の再審議は記載しなくていいですか。
- (河合副会長) 計画の時には審議するとして、それとは別に審議する年度を決めておいた方がいいと思います。今は値下げだからいいですか、値上げの時はなかなかできないと思います。年度を決めておかないと、なかなか再審議するのは難しいと思います。
- (若園委員) その通りです。
- (平田委員) 何年後がいいですか。3年後ですか。
- (小寺委員) 2年から4年後でどうですか。
- (安藤委員) ずばり、何年と書いた方がいいと思います。
- (河合副会長) 何年後以降と決めた方がいいと思います。
- (鈴木会長) どうしますか。

- (事務局河合) 平成25年度以降くらいでどうですか。
- (平田委員) 平成25年はちょっと遅くないですか。
- (鈴木会長) それでは、「平成23年度以降の早い時期に審議すること。」を(7)に追加します。
2時間を過ぎましたが、休憩はどうしますか。
- (若園委員) 休憩、お願いします。

(休憩)
- (鈴木会長) 再開します。次に「4.その他」について審議します。
- (小寺委員) 付帯事項に「水洗化率の向上に目標をもって」を記載してもらいたいです。
- (鈴木会長) (5)は「水洗化率の向上を阻害する原因を調査するとともに、目標を決めて適切な施策を講じること。」にします。
「4.その他」に移ります。
- (若園委員) 事務局案の「平成18年度経営状況から判断すると値下げする要素は全くない。」を入れてほしい。
- (鈴木会長) どうですか。

.....
- (鈴木会長) その他は、今の1つを追加した4項目にします。
次に「5.おわりに」に移ります。
- (若園委員) ここの水洗化率は接続率のことですか。
- (平田委員) 接続率の方が分かりやすいです。
- (河合副会長) 水洗化率には合併浄化槽の人も入っているのではないですか。
- (事務局河合) 浄化槽を含めた指標は、汚水処理人口普及率であり、水洗化率は接続率の人口比率です。
- (鈴木会長) 水洗化率の表現に説明を追加します。
- (若園委員) 答申にいろいろな付帯事項を付けたので、事務局は自覚して取り組んでもらいたい。
- (鈴木会長) 資料P8の下から7行目で「市民の理解が」は「市民の理解も」の方がいいと思います。いいですか。

- (二重谷委員) 「も」がいいと思います。
- (鈴木会長) 一通り終わりましたが何かありますか。
- (若園委員) 「3. 審議結果」をもう一度確認したいです。
- (鈴木会長) 事務局、記録していますか。読み上げてください。
- (事務局丹羽) 「審議会は、諮問事項について前記3つの観点から審議した。既存処理区の普及率の向上は施設の有効活用や水環境の改善の政策課題に照らして早急に取り組みなければならない課題であり、そのために使用料改定を諮問のとおり150円に改定することも止むを得ない。」
付帯事項については、(1)から(4)はこのままで、(5)に「水洗化率の向上を阻害する原因を調査するとともに、目標を定めて適切な施策を講じること。」(6)に「累進制も考慮した使用料体系も検討すること。」(7)に「平成23年度以降に早い時期に審議を行うこと。」となります。
「4. その他」には、「平成18年度経営状況から判断すると値下げする要素は全くない。」を追加する。
- (古川委員) 河合副会長の意見では、諮問の結果の本文の中に「最低150円」と記載するとかを言っていないでしたか。
- (河合副会長) それは、本文の中に累進制を書いた場合です。
- (古川委員) 分かりました。
- (鈴木会長) では、よろしいですか。
- (事務局工藤) 会長が、本日の審議会の始めの方に言われましたが、審議の結論を最初にもってきた方がいいのですか。
- (若園委員) その方がいいと思います。
- (二重谷委員) 結論だけ最初の1ページに書いたらいいと思います。
- (平田委員) 鑑の下に記として審議の結論を記載し、別紙として審議の内容を付けたらいいと思います。
- (鈴木会長) どうですか。鑑の記に審議の結果だけを書きます。
- (二重谷委員) 鑑の結論には、「前記3点から」は削除した方がいいと思います。
- (事務局工藤) 結論は、鑑と答申書の両方に記載するということですか。
- (鈴木会長) そうです。

- (河合副会長) 付帯事項について、行政側の取り組みばかりで、一方的な感じがします。市民が何か努力するようなことがない。環境問題について市民が理解して参加してもらうような内容がほしいです。
- (鈴木会長) 市民参加と環境問題についてですか。
- (河合副会長) 「4.その他」のところでもいいです。
- (平田委員) 市民参加は、一番大切なところですから、付帯事項の(1)の計画のところに書いたらいいと思います。
- (鈴木会長) 環境問題はどうしますか。
- (平田委員) その他のところに、「環境問題について市民の理解が得られるような施策を講じること。」を書いたらいいと思います。付帯事項に入れると、付帯事項が多くなってしまいます。
- (鈴木会長) これで、終わりたいと思います。次回開催を決めたいと思います。
- (事務局河合) いろいろご審議ありがとうございました。答申の骨子もいただいたとまりました。次回までに答申書を送付しておきます。この審議会の内容、会議録について、ホームページ等で公開しますので、会議録に錯誤がないかどうか確認してきてください。次回が今回の諮問に対する審議会の最終にして、その時に市長に答申したらどうか提案します。
- (鈴木会長) 次回の審議会までに答申の修正があるようならどうしましょう。
- (平田委員) 次回までに、会長と事務局が調整してもらえればいいと思います。
- (若園委員) 次回の審議会では答申の内容を再度議論し、答申書は後日、会長から市長に市長室で渡してもらえればいいと思います。今回は議論することが大切である。
- (事務局河合) 諮問がこの審議会の中であったわけですから、答申もこの審議会の中でおこなった方がいいと思います。
- (平田委員) また、議論してもきりがないので、あとは会長と事務局に任せるのはどうですか。
- (若園委員) 事務局は信用できないので、最終のまとめをしっかりやっておかないといけない。
- (鈴木会長) 今まで、相当文章についていろいろ議論してきたので、事務局からその通り出てくるといいますので、事務局の作成した文章を事前に送ってもらい、各委員がチェックしてから答申書を作成し、

次回は答申書を市長に渡すだけにします。
よろしいですか。

はい。

(鈴木会長) 次回の予定は、今日は決まらないようですので、今日はこれで終わります。